

「2050年カーボンニュートラルを始めとした持続可能な社会に向け、循環経済を最大限利用した循環型社会の将来像及びそのアプローチ」に対する意見

質問1：2050年カーボンニュートラルを始めとした持続可能な社会の構築に向けて、製造、流通、販売、消費・使用、廃棄等のライフサイクル全般での適正な資源循環の取組（天然資源の消費抑制や環境への負荷低減の取組を含む。）の必要性についてどのように考えますか。

意見：持続可能な社会の構築に向けて、製造、流通、販売、消費・使用、廃棄等のライフサイクル全般での適正な資源循環の取組みは、戦後経済成長を遂げた日本こそ実現すべき政策であり、その責任があると思います。そして、循環経済ビジョン2020をはじめとして、資源循環を国内はもとより世界へ広げることが実現できると思います。

これまでの経済発展の中で製品のライフサイクルのうち製造事業者等を中心とした製造、流通、販売のしくみは成熟したといえますが、消費・使用、廃棄では製造で言うところのムダ、ムラ等があり改善できる余地が多分にあると思います。消費・使用においては、消費後の製品の流通や廃棄は消費者に委ねているところが多く、海外から仕入れた貴重な鉱物、天然資源等から作られた製品の多くが使用後あるいは未使用のものまでが廃棄物としてリサイクル処理、焼却、埋め立て等がされていることは改善の余地があります。

ここに、廃棄物の発生を抑制するための制度設計、あるいは見直しが必要と考えます。一つは拡大生産者責任を発展させる必要があります。二つ目は、欧州のサーキュラーエコノミーの考え方を日本に取り入れ活かすには、モノを作る動脈産業とモノを解体やリサイクルする静脈産業を一体的に考え、資源再生を担う静脈産業を起点とした資源循環を考える必要があります。基板などの金属精錬やマテリアルリサイクルやサーマルリサイクルで作られた素材をもとに製品の設計、開発、製造にシフトしていく必要があると思います。生物多様性の破壊や気候危機につながる地下資源の採掘等は、日本が率先して抑制していく必要があると思います。さらに焼却と埋め立てをなくす、あるいは必要最小限にするための施策を講ずることで理想的な循環社会に近づくものと考えます。

質問2：我が国においては、これまで3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を積み上げてきたところですが、近年、シェアリングやサブスクといった新たなビジネスモデルが台頭してきています。循環経済の取組を企業の本業や様々な主体の取組として実施し、さらに深化させ、社会全体に拡大させていくには、どのような取組が考えられますか。

意見：日本の循環型社会を論じるとき、参考資料3頁の現行制度である「循環型社会を形成するための法体系」を抜きに考えることはできません。この法制度をより進化させる勇気と決断をも

って改革するならば循環経済へ向けた取り組みの基盤がさらに構築でき、社会全体に拡大できるのではないかと考えます。ここで2つの意見を述べます。

一つは、現在流通している製品を含めたリユース促進の抜本的な施策と実行です。第四次循環基本計画及びグリーン成長戦略に3Rは触れているもののリユースの施策は弱いと言わざるを得ません。そこで、不要となった製品の長期使用を目的としたリユース市場のさらなる拡大と製品に必要な機能の維持のための製造事業者等による修理部品等供給体制と修理・修繕体制の拡充が必要と考えます。まず使い捨てるの意識を変えるために社会に流通させることを目的とする製品の設計上の耐用年数表示を特定保守製品以外にも拡大する。これは主に電化製品を想定するものです。さらに、部品の交換など修理・修繕すべき情報を取扱説明書等で消費者、小売業者や修理専門業者等に周知することで製品を長期使用に導くことが期待できます。これは、修理してまだ使えるものは修理する選択を消費者が原則できるようにすることを意味し、EUの「[new_circular_economy_action_plan](#)」の「修理する権利」と同意です。また、基準を設けることでより流通や安全上の管理も期待できます。

例えば、新品からの使用期間をUSE基準1、修理・修繕して使用するものはUSE基準2、さらに設計上の耐用年数を過ぎてもまだ安全上、あるいは環境上において問題ないものはUSE基準3とするなどの製品使用基準を設けるなどです。多くのあらゆる生活用品に対して、消費者が使わなくなったものをひとくくりに使用済み製品としてしまうことは廃棄物を生み出すことに他なりません。つまり廃棄物にすることを抑制するしくみが社会全体に必要です。現在の廃棄物行政を考えると、公衆衛生の保全等を目的として不要品をごみとして収集することを前提に廃棄物処理に多額の費用をかけて処理している現状があります。このあふれる廃棄物の現状は、リサイクルの推進という形で補助金や助成金などの多額の公的費用をかけるという一面もあるといえます。製品は使用とリサイクルに重要性をおいた設計で、環境保全と資源循環を踏まえた長く使うことへの社会的なしくみや制度を構築すべきと思います。一方でリユースを行うことで脱炭素への妨げになるかの判断はLCA等での評価は必要と考えます。

もう一つは、使用済みとなったもの、あるいは不要となったものを二次、三次、四次など流通させるための規制の緩和です。先述したように現在は、使用済み製品とされた多くの不要品を廃棄物化されてしまうことで廃棄物としての収集運搬、焼却などの費用がかかっています。これは消費者の処理費用負担となってはねかり、ひいては違法に廃棄物を収集する者の出現を招いているといっても過言ではありません。さらに焼却、埋め立て等によって有用資源が失われていくことが今後も懸念されます。そこで、一定の条件を満たした者に対しては不要品の流通のための費用徴収を認める。このとき消費者が手元マイナスとなっても廃棄物処理費用等よりも効果が期待される場合は、リユース品としての流通を認めるべきと考えます。最終的に使うことができなくなったものは、適正なリサイクル施設で分解され、再生資源として新たな製品の原材料として利用されることが循環経済になると考えます。不要品の流通のための事業者認定は、区市町村への届出として新規に制度を設けるか、あるいは古物営業法の古物商許可に付帯するなどが考えられます。循環経済にしていくためには、使用済小型家電機器等の再資源化の促進に関する法律案に対する附帯決議に示されているように、地域に根付いた回収業者の有効活用、リユース・リサイクル事業者、地域の行政、消費者が取り組みやすいしくみの構築が不可欠です。

質問3：第四次循環基本計画では、環境的側面だけでなく、経済的側面や社会的側面も含め、これらを統合的に向上させていくことを目指した関連施策を盛り込んでいるところです。循環経済の取組を推進することになり、かつ、福祉や教育、貧困を始めとした「持続可能な開発目標」(SDGs)の実現にも貢献する取組として、どのようなものが考えられますか。

意見：循環経済における雇用の創出を目的とした施策を講ずるべきと考えます。また、循環経済の基盤、すそ野にしっかりとした施策を講じることが必要です。特に循環経済では静脈産業はもっとも重視すべき産業であり、標準産業分類や標準職業分類にリユース（再利用）、リペア（修理・修繕）、リファービッシュ（主に改修）、資源回収、解体、破砕、リサイクル（再生利用）などを拡充することが必要と考えます。加えて、技能実習制度移行対象職種・作業への追加を行い、日本の高いリサイクル技術・技能を開発途上国等へ普及、促進するための機会を創出することが必要と思います。循環経済の中心となる静脈産業を周辺諸国と一体となって形成し、国内の地域循環共生圏からアジア地域、そしてさらに拡大する経済圏ビジョンを作り上げてはと思います。SDGsの目標達成においては目標1の貧困問題の解決は重要です。日本から世界に向けて循環経済圏を拡大する高いビジョンが必要と考えます。